
第5章 施策の展開

1. 基本理念の実現に向けたそれぞれの取り組み

基本理念の実現に向け、6つの基本施策に沿って以下の取り組みを進めます。

基本施策1 地域における子育て・親育ちへの支援

■ 基本施策の成果指標と目標値

指標	現状値 (平成30年)	目標値 (令和6年)
佐賀市は子育てしやすいまちだと思う市民の割合 (教育政策市民満足度調査)	82.4%	84.3%
「子どもへのまなざし運動」を意識して、子どもと関わるようになったと回答する市民の割合 (教育政策市民満足度調査)	34.4%	45.0%

■ 基本事業

《基本事業1》 家庭教育への支援の充実

【事業の方向性】

家庭における子育て等の知識を高め、家庭の教育力を向上させる取り組みを行います。

子育てに関する講座等の開催や子育て情報誌の発行など、子育てに関する教育や子育て支援サービス等の情報提供を行うとともに、子育て中の保護者たちが交流し、子育ての情報や悩みを共有する場として、子育てサークルや子育てサロンの充実を図ります。

【事業の項目】

- 子育てに関する講座の開催
- 子育てに関する情報の提供
- 子育てサークルや子育てサロンの充実

《基本事業2》 保育サービスの充実

【事業の方向性】

子どもの幸せを第一に考え、子育て家庭が地域の中で、子育てに喜びを感じながら安心して子育てができるよう、生活実態や意向を十分に踏まえた保育サービスを提供します。

また、国際化の進展に伴い海外から帰国した子どもや外国人の子どもなど、外国につながる子どもが増加している現状を踏まえ、関連機関と連携し、提供する情報を充実させるなど、外国につながる子どもやその保護者に対して丁寧な支援に取り組みます。

子ども・子育て支援新制度は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の質と量を充実させようとするものです。第6章の事業計画にこれらの量の見込みを掲げますが、保育所（園）等（保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業等。以下同じ。）の保育事業や放課後児童クラブ事業等の保育サービス、市民同士の相互支援であるファミリー・サポート・センター事業等を実施するとともに、地域との交流事業や教育・保育従事者への研修実施等、保育サービスの質の向上に努めます。

【事業の項目】

- 未就学児・小学生を対象とした保育の実施
- 病気の子どもを対象とした保育の実施
- 市民相互により子育てを支援する取り組み
- 保育所（園）、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等における異年齢者との交流
- 保育所（園）、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等の職員を対象とした研修会等の実施
- 利用者支援の実施

《基本事業3》 子育てを地域で支える環境づくり

【事業の方向性】

子どもへのまなざし運動を、家庭、地域、企業等、学校等そして行政が一体となって取り組めるよう、広く市民へ周知・啓発を図り、子育てを地域で支える意識を醸成します。

また、地域の関係団体と行政が協働して子育てを支援する関係づくりに努め、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会等の関係団体と連携して、子どもの健全育成や子育て支援の取り組みを進めます。

そして、子どもの7人に1人が相対的貧困の状況に置かれているという現状を踏まえ、『現在から将来にわたり全ての子ども達が夢や希望を持てる社会』を目指して子どものライフステージに応じた支援に努めるとともに、地域における子どもの居場所づくりを推進し、地域で見守り支えあう子育ての支援を推進します。

【事業の項目】

- 子どもへのまなざし運動
- 地域の関係団体による子育て支援
- 市民との協働を進める取り組み
- 地域における人材育成
- 子どもの居場所づくりの推進

《基本事業4》 地域における児童の健全育成

【事業の方向性】

児童センター（児童館）、公民館、学校等の社会資源を活用し、講座や遊び場を提供します。

また、民生委員児童委員協議会、地域ボランティア、子ども会、自治会等の地域の関係団体と連携を図りながら、地域における世代間交流や体験活動の開催等、児童健全育成の活動を推進します。

また、国の「放課後子ども総合プラン」を踏まえ、放課後の子ども達にとって適切な生活の場となるよう質の向上や施設の整備を進めます。

【事業の項目】

- 児童の遊び場・居場所の提供
- 児童の健全育成活動の実施
- 放課後子ども教室の推進

基本施策2 子どもの生きる力を育む環境の充実

■ 基本施策の成果指標と目標値

指標	現状値 (平成30年)	目標値 (令和6年)
園児が楽しく幼稚園・保育所(園)に通っていると感じている市民の割合(幼稚園児、保育園児がいる世帯回答) (市民意向調査)	89.7%	95.0%
児童生徒が楽しく小中学校に通っていると感じている市民の割合(小・中学生がいる世帯回答) (市民意向調査)	87.6%	87.6%
地域の行事や活動に参加している市民の割合 (市民意向調査)	42.2%	55.0%

■ 基本事業

《基本事業1》 幼児教育の充実

【事業の方向性】

幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、保育所(園)、幼稚園等(保育所(園)、認定こども園、地域型保育事業等。以下同じ。)を通じた幼児教育全体の質の向上を図るため、環境を整備するとともに保育所(園)、幼稚園等の職員を対象とした研修会や研究会を開催し、教育・保育従事者の資質向上に努めます。

また、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図り、子どもの育ちや学びの連続性を確保するため、保育所(園)、幼稚園等から小学校へ進級する際の幼保小連携プログラムの実践や合同研修等を行います。

【事業の項目】

- 保育所(園)、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等における未就学児を対象とした教育
- 保育所(園)、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等の職員を対象とした研修会等
- 幼保小の接続期における教育推進

《基本事業2》 確かな学力の向上

【事業の方向性】

社会環境が大きく変化する中、子どもたちが主体的に生きていくことができる力を育むため、「佐賀市の目指す子ども像」の達成に向けた取り組みを行うなど、学力の向上を図ります。

また、教職員への研修を行うとともに学校の組織力の向上を図るなど、子どもたちが楽しく学校に通い意欲的に学べる学校づくりに努めます。

【事業の項目】

- 確かな学力の向上に向けた指導の充実
- 教職員の資質向上
- 特色ある開かれた学校づくり

《基本事業3》 豊かな心の育成

【事業の方向性】

子どもの豊かな心を育むため、地域や学校での道徳教育や情操教育を進めるとともに、子どもの自主性や協調性の向上に向けて、自然体験、野外体験の機会の提供に努めます。

また、差別・偏見などの「心のバリア」をなくし、命の大切さを学ぶための人権教育や世代間交流を進めるとともに、異年齢児とのふれあいや学校での性に関する教育を通して次代の親として意識の醸成を図ります。

【事業の項目】

- 学校や地域での道徳教育、人権・同和教育の推進
- 郷土学習や伝統文化を体験する機会の提供
- 本とのふれあい
- 自然体験や野外体験の機会の提供
- 次代の親の育成の取り組み
- 環境教育の推進

《基本事業4》 健やかな体の育成

【事業の方向性】

スポーツ少年団や少年スポーツ大会等、子どものスポーツへの参加を通して、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲を育成し、体力向上や心身の健全な成長を図ります。

【事業の項目】

- スポーツ活動への参加の促進
- スポーツに親しむ機会の提供

《基本事業5》 いじめ・非行の防止や不登校児を支える体制づくり

【事業の方向性】

いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するため、スクールカウンセラー等の配置、相談窓口の設置など専門的な相談体制の強化を図るとともに、地域での巡回指導をはじめ、学校、家庭、地域及び関係機関による連携した取り組みを進めます。

【事業の項目】

- 専門的な相談体制の充実
- 非行防止に関する啓発
- 有害環境を取り除く取り組み
- 関係機関と連携した取り組み

基本施策3 支援を要する子どもや家庭を支える取り組みの推進

■ 基本施策の成果指標と目標値

指標	現状値 (平成30年)	目標値 (令和6年)
子育てに大きな不安や負担を感じている市民の割合 (中学生以下の子どもがいる世帯回答) (市民意向調査)	44.5%	39.0%

■ 基本事業

《基本事業1》 要保護児童対策の充実

【事業の方向性】

児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応のために、関係機関（児童相談所、警察、地域団体（民生委員、母子保健推進員等）、小・中学校、保育所（園）、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等）との連携強化を図るとともに、子育て家庭からの気軽な相談や、児童虐待などの専門性と継続的支援が必要な相談にも対応できる体制を整備します。

また、関係機関への研修や市民への啓発を行います。

【事業の項目】

- 関係機関との情報共有と連携強化
- 相談・支援体制の充実
- 関係機関の対応力向上の取り組み
- 早期発見・予防のための取り組み

《基本事業2》 ひとり親家庭への支援

【事業の方向性】

ひとり親家庭の子育てや家計の負担に配慮して策定した「佐賀市ひとり親家庭等総合支援計画」に基づき、個々の家庭の状況やニーズに応じたきめ細かな福祉サービスを展開するとともに、必要なときに必要な情報や支援が提供される環境整備を進めます。

【事業の項目】

- 相談機能の強化・情報提供の充実
- 環境変化に対するサポートの充実
- 就業支援の充実
- 子育て・生活支援の充実
- 養育費確保の推進
- 経済的支援の推進

《基本事業3》 障がいのある子どもと家庭への支援

【事業の方向性】

保育所（園）等や放課後児童クラブでの障がいのある子どもを対象とした保育サービスの実施や、障がいのある子どもの学習の理解や学校への適応など健全な発達を支援するための教育支援の取り組みを進めるとともに、教育にかかる経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費を助成します。

また、障がいのある子どもや家庭からの相談に応じ、情報提供や必要な支援を行います。

そして、日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（医療的ケア児）が、心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関連分野の支援が受けられるよう、関連機関による協議の場を設けるなど、各機関の連携強化を図ります。

【事業の項目】

- 障がいのある子どもを対象とした保育の実施
- 相談体制の充実
- 障がいのある子どもの自立支援の取り組み
- 教育にかかる経済的負担の軽減

《基本事業4》 子育てにかかる経済的負担の軽減・経済格差対策の推進

【事業の方向性】

児童手当の支給や医療費の助成等により、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。

また、人材育成の根幹となる幼児教育、義務教育段階において、家庭の経済力の差により、子どもの学びや育ちが十分に保障されない状況にならないよう、就学にかかる経費の援助等、必要な支援を行います。

【事業の項目】

- 手当の支給
- 医療にかかる経済的負担の軽減
- 教育・保育にかかる経済的負担の軽減

基本施策4 親子の健康の確保・増進

■ 基本施策の成果指標と目標値

指標	現状値 (平成30年)	目標値 (令和6年)
「毎日朝食をとる」と回答する子どもの割合 (教育政策市民満足度調査)	85.6%	91.0%
育児に不安や悩みがある人の割合 (3歳児健康診査時)	17.2%	13.8%

■ 基本事業

《基本事業1》 妊娠期からの切れ目ない親子の健康づくり

【事業の方向性】

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通して、親子の健康の確保や親の育児不安の解消を図るための取り組みを進めます。

妊婦に対する健康診査や乳幼児のいる家庭への訪問指導、保育指導等を行うとともに、むし歯の予防に向けた取り組みを行います。

また、必要な方には助産施設での助産やサポートママの派遣などの出産時の支援、乳幼児期の親子のふれあいや親同士の仲間づくりのための取り組みを行います。さらには、不妊に悩む方への支援として、不妊治療等への助成を行い経済的負担の軽減を図ります。

【事業の項目】

- 健康診査の実施
- 訪問指導の実施
- 相談体制の充実
- 親子の交流の場の提供
- むし歯の予防に向けた取り組み
- 家事・育児支援サービスの提供
- 出産にかかる経済的負担の軽減
- 不妊治療にかかる経済的負担の軽減

《基本事業2》 食生活を見直し、健康的な生活を送るための支援

【事業の方向性】

正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着を図るとともに、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりに向け、食に関する教育を行います。

【事業の項目】

- 食に関する教育の実施

《基本事業3》 救急医療の確保における小児医療の充実

【事業の方向性】

子どもの緊急な疾病時において適切な診療を受けることができるよう、休日夜間こども診療所の運営等、救急医療を確保することで小児医療体制の充実につなげていきます。

【事業の項目】

- 緊急時の医療体制の充実

基本施策5 仕事と家庭との両立の推進

■ 基本施策の成果指標と目標値

指標	現状値 (平成30年)	目標値 (令和6年)
男女共同参画推進協賛事業所の登録数 (まち・ひと・しごと創生総合戦略)	176件	266件
「男だから、女だから」という理由により、自分の思いどおりにならないことがあった市民の割合 (市民意向調査)	8.2%	6.7%

■ 基本事業

《基本事業1》 働きながら子育てすることへの理解

【事業の方向性】

「仕事と生活の調和」の実現に向け、労働者、事業主、地域社会の理解や合意形成を促進するために、広報や啓発を行います。

労働者に対しては、性別による役割についての固定化した考え方を解消し、一人ひとりが自分の望む「仕事と生活の調和」を実現できる社会に向けた意識を醸成します。

事業主に対しては、労働者の希望する「仕事と生活の調和」の実現を支援する制度や環境づくりに向けた啓発を行います。また、地域社会に対しては、働きながら子育てをする家庭を理解し、支援する意識の醸成に向けた啓発を行います。

【事業の項目】

- 広報・啓発の取り組み

《基本事業2》 保育サービスの充実（再掲）

【事業の方向性】

働きながら子育てをする家庭において、「仕事と生活の調和」について誰もが自分が希望する生き方を実現できるよう、仕事と子育ての両立を推進する環境を整備し、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。

保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考え、働きながら子育てをする家庭の生活実態や意向を十分に踏まえた保育サービスを提供します。

保育所（園）等の保育事業や放課後児童クラブ事業等の保育サービス、市民同士の相互支援であるファミリー・サポート・センター事業等を実施するとともに、地域との交流事業や教育・保育従事者への研修実施等、保育サービスの質の向上に努めます。

【事業の項目】

- 未就学児・小学生を対象とした保育の実施
- 病気の子どもを対象とした保育の実施
- 市民相互により子育てを支援する取り組み
- 保育所（園）、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等における異年齢者との交流
- 保育所（園）、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等の職員を対象にした研修会等の実施
- 利用者支援の実施

基本施策6 子どもの安全確保と子育てに適した生活環境の整備

■ 基本施策の成果指標と目標値

指標	現状値 (平成30年)	目標値 (令和6年)
住居が安全快適で住みやすいと感じている市民の割合 (市民意向調査)	86.9%	87.2%
地域で事故・事件にあうことなく安全に暮らせると感じる市民の割合 (市民意向調査)	87.9%	90.0%

■ 基本事業

《基本事業1》 良好な居住環境・生活環境等の確保・整備

【事業の方向性】

子どもや妊婦等における、歩道や公共施設等の利便性を高めるとともにバリアフリー化の推進を図ります。

また、子どもが安全に遊ぶことができる公園の整備・管理を行います。

その他、子育て世帯が安心して子育てができる住環境の確保に向けた取り組みを行います。

【事業の項目】

- 歩道や施設の利便性の向上・バリアフリー化の推進
- 安全な公園の整備
- 安心して子育てができる住宅の供給

《基本事業2》 交通安全を確保する取り組み

【事業の方向性】

各地区での交通安全指導員による街頭指導や、小中学校や保育所（園）、幼稚園等で交通安全教室を実施するなど、交通安全に関する啓発を行い、事故防止に努めます。

また、事故の危険性の高い通学（園）路や園外活動の移動経路について、安全・安心に歩行できるよう整備するなど、安全性を高める取り組みを進めます。

【事業の項目】

- 交通安全の街頭指導
- 交通安全に関する啓発
- 安全な環境整備

《基本事業3》 子どもを危険から守る取り組み

【事業の方向性】

防犯上必要な情報を速やかに関係者に提供する取り組みや、関係機関等との連携を図りながら地域全体で子どもを危険から守る取り組みを進めるとともに、夜間の安全確保のため防犯灯の設置を推進します。

【事業の項目】

- 防犯の情報提供
- 安全な地域づくり